

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福祉環境委員会記録

平成 30 年 3 月 6 日 (火)
 全 員 協 議 会 室
 10 時 00 分 ～ 15 時 11 分

【委 員】 柳楽委員長、上野副委員長、村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員
 澁谷委員、西村委員

【執行部】 前木健康福祉部長、原田地域福祉課長、久保健康長寿課長、
 河上子育て支援課長、白根地域医療対策課長、斗光市民生活部長、
 猪木迫医療保険課長、塙総合窓口課長、木屋環境課長、
 吉永金城支所長、大崎市民福祉課長、塚田旭支所長、西川市民福祉課長、
 細川弥栄支所長、小池市民福祉課長、斎藤三隅支所長、大田市民福祉課長、
 河野上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、桑原下水道課長
 西谷行財政改革推進課長

【事務局】 三浦書記

議 題

- 1 議案第 8 号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 10 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 11 号 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまち
づくり条例の制定について
- 4 議案第 12 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 13 号 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 6 陳情審査
 - (1) 陳情第 14 号 巨大なコストがかかる下水道の計画を縮小・廃止に関する陳
情について
 - (2) 陳情第 15 号 病児保育 斎藤医院の名誉回復に関する陳情について
 - (3) 陳情第 23 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する陳情について
 - (4) 陳情第 24 号 保育料の無料化に関する陳情について
- 7 所管事務調査
 - (1) 指定管理施設に係る労働条件審査の実施状況について
 - (2) 社会福祉法人に対する指導監査について

(3) 平成 30 年度保育料について

8 執行部報告事項

(1) 浜田地区広域行政組合第 7 期介護保険事業計画の策定について

(2) 国民健康保険特定健康診査の自己負担無料化について

(3) 島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について

(4) (仮称) 島根風力発電事業について

(5) 寒波による水道管破損等への対応について

(配布資料)

○浜田市地域福祉計画

○浜田市障がい者計画

○浜田市障がい福祉計画・浜田市障がい児福祉計画 (裏面に続く)

○浜田市高齢者福祉計画

○浜田市健康増進計画

○浜田市食育推進計画

○浜田市国民健康保険運営協議会議案 (委員のみ)

○浜田市人口状況 (平成 29 年 11 月末～平成 30 年 1 月末)

○水道料金改定説明会予定

9 その他

【議事等の経過】

[10時00分 開議]

柳楽委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会する。ただいま出席議員は8名で定足数に達している。

ではレジュメに沿って進めていく。

議題1 議案第8号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

本委員会に付託された5件の審査に入る。

この件について執行部から補足説明があれば。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑は。

澁谷委員

目的と理由が、乳幼児等が病院または診療所において医療を受けた際に本人負担額に対する助成額を変更する条例だと思う。療養と医療があるにも拘らず、浜田医療センターでの緊急外来が対象外であることの、きちんと落ちる説明、法的根拠を再度うかがう。

医療保険課長

社会保険各法に基づくものなので、俗にいう自由診療と言われる保険がきかない部分は助成対象外になる。選定療法については制度的には国の制度。選定療養費、必ず医療センターで払うということではなく、先生が緊急なものとして認められるものなら、全部が取るわけではない。そのところは緊急な病院であるので、制度としては成り立っている。選定療養費そのものは、まず経緯を見ていただいてから大きい病院で診てもらおう。先に、かかりつけ医に診てもらおう。国の制度で28年4月から大きい病院では選定療養費を義務化された。

澁谷委員

重度で入院した場合には医療費がかからず、診療を受けて帰宅するくらいの病気なら医療費を取られるのか。

医療保険課長

制度的には緊急その他やむを得ない場合となるので、医者判断に任される。

澁谷委員

分かりにくさが問題ではないか。医療費が無料になる条例が可決したら、多くの人は良い方を取るだろう。他自治体でも就学前医療費無料は現実問題として、緊急外来の費用は取られているのか。それに対して苦情があるのか。他自治体も同じになっているのか。

医療保険課長

乳幼児医療制度は、元は県の事業に基づいて他市町村がなっている。500床以上の特定医療病院、簡単に言うと大きい病院が該当

なので、まずはかかりつけ医に診てもらうのを勧めます。あと、払った方からの苦情について、返してもらえないのかという質問があるので、それは窓口で説明し、納得してもらおう。また、周知については無料化になると新しい受領証をそれぞれに、しっかりした文書を送付しようと思っている。

澁谷委員

今の説明で行くと、かかりつけ医の先生が判断し、もっと精度の高い総合病院で診た方が良いと判断して運ばれた方は無料なのか。

医療保険課長

選定療養費は必要ない。救急車やかかりつけ医の紹介状を持って行かれると選定療養費はかからない。

澁谷委員

これは無料にならないのかと言われる保護者がいるとのことだが、それはほとんどないが年数回程度なのか、わりと出る意見か。

医療保険課長

28年4月から正式になっているので、該当するお子さんをお持ちの方はだいたい知っておられる。質問がたまにくる程度。助成を要望される方は年にあるかないか程度。

澁谷委員

最後に、広報はまだやケーブルテレビ等、どういう形で市民の皆さんに正確な説明を、10月までにされるお考えか。

医療保険課長

助成対象者の乳幼児をお持ちの方には、新しい受診者証送付の時に周知するし、また、窓口に来られた親御さんにパンフレットを配っている。

柳楽委員長

他に。
(「なし」という声あり)

議題2 議案第10号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明があれば。
(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑は。

布施委員

石見小学校の第三学級ということで、定員40名だが、3学級で120人になると思う。現在の定員数は。

子育て支援課長

杉の子学級第2の定員35なので、40,35,40となる。今のところ均等分けではなく町内単位なので差があるが、第一35人、第二28人、第三が29人で合計92人の申し込みとなっている。

布施委員

エアコン設置の問題があるが校舎外で気温も関係してくると思う。第三学級は空調整備はしないのか。

子育て支援課長

エアコンや浄化槽など基本的なものは3月中に完成予定。

布施委員 子育て支援課長	今市児童クラブの現在の状況と定員見込みは。 今市はもともと子どもさんの数に応じて 20 名でやっていたが、近年加入率が上がってずっと 40 名前後を推移している。来年も 41 名の予定。子ども計画のとおりにした。
布施委員 子育て支援課長	今までのところ教室は十分あると思うが、児童クラブ支援員の充足、配置はどうか。 クラブには2通りあり、市直営や地域・保護者会で組織をつくり、委託をしているものがある。今市は委託。委託料を払って保護者会なりで皆さんやっている。浜田自治区と弥栄については直営でやっている。浜田自治区で美川小だけは地域委託。弥栄自治区は弥栄自治区で指導員を確保している。浜田自治区は直営 13 か所。市民支援員が 13 人。あと 33 名ほどが希望だが、21 名しか確保されていない。あとは代替えの方が 20 名、ほかに県大のアルバイトに登録してもらって運営している状況。支援員さんは不足している。声かけはしているがやってくれる人がなかなかいない。やれそうなひとがいたら是非教えて欲しい。
布施委員	支援員が長時間拘束されるため集まらないのが課題だと思う。ただ、子どもたちの放課後の過ごし方は学校教育と同じくらい大事。支援員を集めるため議員にもお願いすると言われたが難しい。支援員確保のため市として、今言われたこと以外の取り組みはされていないのか。
子育て支援課長	職安にお願いしたり、市役所でひたすらお願いにまわったり、子育て支援センターに声かけをお願いしたりしている。今後、PTA への呼びかけも新年度からしてみたいと思っている。
柳楽委員長 村武委員	その他に。 今市児童クラブだが、定員 20 名から 40 名ということで、部屋の大きさや環境整備はきちんとできているのか。
子育て支援課長 旭支所市民福祉課長	300 平米くらいあるとうかがっている。環境面は旭支所から。 旧今市保育所の施設を使っている。もともと 100 名を超す定員の施設であり、現在使っているのが 240 平米程度あるので十分 40 名を受け入れられる。
村武委員 旭支所市民福祉課長 村武委員	トイレ等はきちんと整備されているのか。 トイレや空調関係も整備済。 41 人の応募があるときいたが、定員以上になっても良いのか。

子育て支援課長	放課後児童クラブの定員は目安なので、それをいくら超えたらいけないとかは特に指針は無い。おおよその定員を定めている。
村武委員	今現在、定員を設けているが、これを大幅に超えるクラブはないのか。
子育て支援課長	来年の今の見込みで、原井小学校は定員 50 だが、申し込みは 72 名という状況。
村武委員	定員オーバーですね。今後検討しなければならないのではないかと思います。
西村委員	今市について。ずっと利用児童数が増えているので気にはなっていたが、今回定数が 40 名になったということで。定数以外で何が変わるのか。来年度 41 人になってもこれまで 40 人だったならほぼ変わらないだろうが、何か変更があるのか。
子育て支援課長	定員数で委託料は出していないので、変更はない。条例上、目安になる施設が変わっただけ。
西村委員	最後に出た、原井小学校も気になっていた。ここもずっと増えて来て、今が 66 名で、来年が 72 名になる。定数とかなりギャップがある。手当する必要はないのか。施設の、あるいは指導員に。不足はないのか。
子育て支援課長	ふたば学級は心配があった。学校の校長先生とも相談しながら、近隣施設等にも見て回って代替できないかとか検討した。最終的に定員を変えないのは、今の広さからすると定員はこれくらいが妥当だと判断したため。学校の先生も一部の子どもを例えば違う近隣の施設で見ってもらうのも可哀そうというのもあり、またその地域は交通量も多いので、何とか学校内で完結したいという思いを先生も持っている。正式に放課後クラブの部屋にはできないけれど、例えば家庭科室の横の畳の部屋を放課後が使わせてもらうとか、パソコン室とか、体育館を使わせてあげる等。学校と調整しながらやっている。指導員は 70 名に対応できる人数で計算している。来年度に関しては学校と調整しながら何とか校内でやろうと思っている。
柳楽委員長	他に。 (「なし」という声あり)

議題 3 議案第 11 号 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例の制定について

柳楽委員長	<p>執行部から補足説明があれば。</p> <p>(「ありません」という声あり)</p>
柳楽委員長	<p>委員から質疑は。</p>
布施委員	<p>合理的配慮は分かるようで分かりにくい部分がある。学校や居幾 の場、就労の場、それぞれ違うと思う。学校に限ると本人や家族が 相談し、理解して進めていかないといけない。進め方について学校 教育の場における合理的な配慮があれば一例があれば伺う。</p>
地域福祉課長	<p>条例中、合理的配慮の推進の取り組みという第 20 条に色々載せ ている。この中に教育を行う場合という項目もある。一例としては 教育の中で、授業を受ける際の配慮、分け隔てなく、学校の先生の 配慮を充分ある中で。例えば障がいのある方は授業中の筆談も一例 として挙げられる。</p>
布施委員	<p>合理的配慮とは、聴覚障害や、読み書きを理解しにくい方とか。 相談があって話し合いや見直しをやるのに、家族や本人からお願い があってからの対応になると思うが、そういう一例をきいている。</p>
地域福祉課長	<p>学習活動内で、本人の理解度に合わせて、シンボルや絵でもって より理解度向上を図っていくのも合理的配慮だと思う。</p>
布施委員	<p>要するに本人が合理的配慮を受ける気持ちがあれば、対応する ということなのだろう。市民が合理的配慮をする場合、横断歩道を渡 る時に手助けをしなかった場合は、合理的配慮が足りないと判断す るのか。</p>
地域福祉課長	<p>そういう場面に出くわした時には、本人さんが望まなくてもこち らから手を差し伸べるのが条例上の合理的配慮の扱いなので、それ を知らぬ存ぜぬとなれば配慮が足りないと言える。</p>
布施委員	<p>本人が望まなくても手助けするのが合理的配慮だと言われたが、 本人が望まないのにこちらからやるのも大事だが、本人に望まれて やるのが合理的配慮ではないのか。</p>
地域福祉課長	<p>浜田市の条例の肝な部分。国の法律においては本人の意思が無く ても、という部分がある。浜田市の条例は、本人の訴えがなくても 事前に助ける側からすれば、こちらからやってあげないといけない という、一步進んだ条例になっている。補助する側からすれば、本 人の訴えによることなく手を貸す仕組みになっている。</p>
布施委員	<p>ちょっとよく分からない。障がい者差別解消法ができて、浜田市 の場合でも障がいのある人もない人も条例で訴えがなくても、市民</p>

みんなで平等に助けてがなくても助けることが根本定義だと思う。本人の求めがなくても手を貸すべきだと言われても、助ける側の配慮もあると思うがどうか。

地域福祉課長

大前提として過剰な負担にならない範囲で、という決まりがある。その辺は考慮すべき。あくまでも負担にならない範囲で。

布施委員

支援する方もされる方も、負担にならない程度にやりましょうというのが大前提だと思う。そこを最初に言って欲しい。店の場合においても、障がいのある人が入店を断られたり、トイレが整備されていないからダメとかも合理的配慮に欠けるということか。

地域福祉課長

ハード面の整備について言われたのだが、合理的配慮と、環境整備等のハード面は棲み分けになる。スロープ設置等を怠ることは条例に沿わないことにはならない。

布施委員

雇う側にして障がい者であるということで、雇わないということは本人との話も必要だが、それに合理的配慮が欠けた場合でも、そういうことを言われるのか。

地域福祉課長

雇用される側の扱いだが、あくまでも障がいを理由に雇わないといった判断は不当な差別的な扱いに該当する。障がいがあることを理由に雇用拒否することは不当な差別的取り扱いになるが、それ以外については個別に判断が必要かと思う。

布施委員

市民に分かりやすいように、広報やチラシで配布するということがか。

地域福祉課長

本会議の議案質疑にも答弁したが、市民への啓発は文字の大きい分かりやすい、ページ数も多くない、誰もが分かりやすい啓発を目指している。

布施委員

そういう分かりやすいものがあるなら、先に読み上げて欲しかった。

柳楽委員長

その他に。

芦谷委員

この条例に対して細部や運用方針など、規則を定める気はないか。

地域福祉課長

規則については、差別事例を審議する委員会を設けることとしている。規則で定める作業を進めている。

芦谷委員

12条の相談とあるが、条例は出来ても相談窓口がないことが問題。相談コーナーや相談員を設置するとか考えについて伺う。

地域福祉課長

相談体制は、当面は地域福祉課障がい係の窓口を考えているが、とりあえず運用していき、対応の見直しが必要であれば検討する。

芦谷委員 地域福祉課長	3障がいの相談員の人数と、条例制定後に相談員はどうか。 相談員体制だが、今現在はそこまではまだ検討していない。ただ、当然それもやっていかねばならない。委員会の人選も進めていく中で、相談員体制もこの委員会の中で諮ってきちんとしなければならないと考えている。
芦谷委員	障がい者差別解消委員会について、19条にある差別解消法の18条1項と3項の中身は何か。
地域福祉課長	基本的には差別事案の審議をやるのが当委員会の役目だが、あとは差別事案に対する色々な審議。差別関係の内容を詳しく審議する。事務的な部分も委員会の中で話し合う決まりになっている。
芦谷委員	委員会というのは差別事案にかかる斡旋の申し立てを調査審議するとある。何か事が起こってから対応を審議するイメージ。1項と3項はどういった規定なのか。
地域福祉課長	差別解消法18条の部分だが、これは協議会の事務等の中で、相談をする障がい者及び差別に関する事案の情報提供や、必要な協力を求めたり、差別に関しての情報交換や、相談に対する事例を踏まえての今後の取り組みの協議の場も委員会の中で行う。
芦谷委員	委員会のことは規則で定めるとのことだが、例えば年間開催回数だとか、色々な斡旋以外に、市の執行体制や相談業務も含めた施策の推進に対しても議論してもらいたいだろうか。
地域福祉課長	当然議論してもらいたいことになると思う。
柳楽委員長 上野副委員長 柳楽委員	他に。 委員長替わります。柳楽委員。 相談員はこれから検討されるとのことだが、これまではどういった相談員体制だったのか。
地域福祉課長	これまでは障がい係の窓口には保健師がいるので、その方が中心になって相談を受けていた。
柳楽委員	相談員については。
地域福祉課長	熱意と執権を有した者。3名の方が受けていた。
柳楽委員	先ほどの芦谷委員の質問の答えということによろしいか。だいたいその3名くらいおられれば対応ができる人数だと考えて良いのか。
地域福祉課長	3名の相談員とは、知的に対しての相談員で、体制に対しての問題点は今のところではない。
柳楽委員	今、知的の相談員3名ということだが、やはりそれぞれの障害に

よって必要な知識などが生じてくると思うので、今後、知的に対応されている3名以外に他の障害に対応できる方を設けられるということとは。

地域福祉課長

精神については、相談支援事業所が何か所あり、そこで相談対応している。

柳楽委員

今後もそういった形で、事業所が精神や知的以外の相談窓口とされるということか

地域福祉課長

相談事業所との連携は今後も必要で、今後も相談対応して行きたい。

柳楽委員長

他に。

芦谷委員

先ほど実は知的、精神、身体の3障がいのそれぞれに対する相談業務について、説明が聞きたかった。

地域福祉課長

確かにそれぞれの相談員がいる。最初その窓口に来られた方に対しての相談と間違えた。

西村委員

差別の廃止推進に関する基本方針という国が出しているものの中で、合理的配慮の必要な障がい者が多数見込まれる場合、環境の整備を考えに入れるとされているが、そういう視点でせつかく条例を制定されるこの機に、どこか何かを回収するとかあれば。

地域福祉課長

このたびは理念条例。ハード面についてはなかなかすぐの対応は難しい。

西村委員

それはよくわかってるが、それでもこの機に何かをあるのかと申すの質問。

地域福祉課長

今のところない。

西村委員

法18条に地域協議会があるが。また、近隣市の設置状況は。

地域福祉課長

委員会が地域協議会を兼ねると考えている。また、本条例と同様の条例を設置しているのは松江市で、今回県内で2番目である。

西村委員

兼ねることは、問題ではないのか。

地域福祉課長

よく確認し、正当性があれば。問題なら考え直さねばならない。確認してから答えたい。

柳楽委員長

1時間経過したので暫時休憩とする。

[11時 04分 休憩]

[11時 15分 再開]

柳楽委員長
地域福祉課長

委員会を再開する。
差別解消法の第 17 条で、地域協議会を組織することができるという規定がある。その後に 18 条の中で協議会の事務について定めがある。

浜田市は条例上は第 19 条 3 号にあるが、差別解消法の 18 条第 1 項および第 3 項でこれをすることとなっている。協議会を設置するまでもなく委員会で事務処理するので、協議会は設置せず委員会がやるということ。

西村委員
地域福祉課長

名前を委員会にしているだけか。
そういうことになる。

議題 4 議案第 12 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明があれば。
(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑は。

澁谷委員

協議会委員の定数が少なくなる理由を再度教えて欲しい。

医療保険課長

人数を減らした理由は、今までの被保険者数の人数が減ったこと、また県単位で、大きいところは県の運営協議会で決定された。市においては保険料率の設定等諮問されますので、その部分を今度から諮問されて答申するため今回人数を減らした。

澁谷委員

この人数の減少が県 1 本化になることで、半減されるわけでもなく 1 名ずつ減という中途半端になっている意図は何か。

医療保険課長

運営協議会メンバーは被用者保険代表と被保険者代表と広域代表の 3 つに分かれている。市の運協を開くに当たっては、被保険者公益代表は必ず 1 名ずつ参加が必要のため、人数をあまり減らしすぎると参加者がいないと開催が出来なくなるので、そこも含め今回は 1 名減になっている。

澁谷委員

了解した。説明書 3 番について、保険料の基礎賦課額の限度額の改正で 54 万円を 58 万円になる理由は。

医療保険課長

国民健康保険料改正に基づいて、浜田市も改正している。

澁谷委員

58 万円になるということは、支援分 19 万円と介護分 16 万円、合計で最高 93 万円になる。これまでの最高限度額 89 万円から最高 4 万円アップになるのか。

医療保険課長

はい。

澁谷委員	<p>ということは、国民健康保険料の制度設計は完全に国の基準が崩壊している。働き盛りで子どもさんがおられる、負債等もカウントされないまま、そういう方の保険料が上がるということは益々住みにくい浜田市になる。最高限度額の方にとっては、毎月 9 万 3000 円ずつ。毎月 4000 円の負担増になる。保険料の高額化は仕方ないとする行政対応はどうか。</p>
医療保険課長	<p>浜田市から逃げ出すというか、これは法律で変わっているので、県内 8 市は同じ法律に基づいて限度額 4 万円アップされている。全国的にもほとんどは 4 万円アップされている。この 4 万アップについても国の判断であり、計算をきちんとされて、3 パーセントかかってくると限度額を上げることになっている。</p>
澁谷委員	<p>浜田市は医療費も高く保険料も高い。浜田市は他市よりも限度額に達しやすいのでは。</p>
医療保険課長	<p>松江なら到達しないか、というのはすぐにお答えできない。同率判定なので。</p>
澁谷委員	<p>所得割とか、均等割りとか、平等割とか、自治体によってパーセンテージは違うのでは。</p>
医療保険課長	<p>自治体によって全部違う。一概に所得が高いから、所得が低ければ保険料はそんなに上がらないとは言えない。</p>
澁谷委員	<p>所得割基準が県内 8 市の中でどうなっているか、8 市を含めた状況の説明を。それと 4 番目の低所得者に対する保険料軽減措置の対象拡大ということで、5 割軽減対象拡大と 2 割軽減対象人数の占めるパーセント割合が分かれば。</p>
医療保険課長	<p>人数は難しい。今回の改正で 5 割軽減の改正の影響があるのが 29 世帯。2 割世帯の影響も同じく 29 世帯。これは今まで 2 割軽減かかっていた世帯が 5 割軽減に上がっていく形になったため、たまたま同数になった。</p>
澁谷委員	<p>わずかそのくらいか。</p>
医療保険課長	<p>2 月末現在で 7 割軽減世帯がすでに 2515 世帯あるので同じくらい軽減対象外の世帯としては 2578 世帯ですので、軽減対象外の世帯が……。この軽減が広がった部分については 29 世帯ずつ。</p>
柳楽委員長	<p>その他。</p>
西村委員	<p>今回の改正で再度 5 割、2 割の低所得者に対する措置は頷けるが、それ以外については疑問を感じる。運営協議会委員の定数削減がそ</p>

れぞれ1人ずつで4人減るということだが、被保険者が確かに減ってきているが、これまで何人か目安を持たれていたのか。被保険者何人に対し委員が何人くらい。

医療保険課長

目安の人数は今までもなくて、医師等、公益代表の人数は同じでなくてはならないため、1人減るなら減らさないといけない。国保でない所から入っていただくことになっていた。これは被保険者のうちの20%以上退職者医療の人がいれば必ずいなくてはならない制度。本来は退職者医療はゼロでも良いのだが、運営協議会はそういう所からも意見を聞いて参考にしなければいけないということで、それぞれ1名減とさせてもらった。浜田市被保険者数で言えば浜田市は6名と多いので。松江市でも6名。今までは旧浜田から2名、他の自治区から1名ずつだったが、旧浜田を1名、医師の方も医師会が1つとなったので1名減と。

西村委員

考え方は分かったが、被保険者数が減ったのでこの委員も減らしたのだと受け取れたので、それなら何か基準みたいなものがあるのかと聞いた。しかしそういう考え方ではないようだ。例えば極端な話、自治区制度がなくなれば1人でも良い、ということにはならないのか。どう考え方を整理されているのか。

医療保険課長

1人だと1人が欠席されると会が開けないので今回は5人。今おられる現議員さんの任期31年11月までであるので、そこまでは続ける。その後は分からない。5人が良いか4人が良いか、選定方法についても今後の課題になる。

西村委員

了解した。一般論的に、意見を聞くという意味ではできるだけ数は多い方が良い。しかし財政的なこともあるので何人まで絞るか、限られた財政の中で努力していただきたい思いがある。少し市町村の運営協議会の委員が減っていくのはある意味当然だと思うが、浜田市で4人減るのが良いのかと言えば、全体を見た時に、県全体でも。すごく数が減るので、こういうやり方でいくと、ちょっと考え物だと思った。賦課限度額については再三言ってきたが、毎年のように上がっている。

基礎賦課限度額に限って言っても今回4万円で58万円。10年前の20年と比べると11万円上がることになる。基礎限度額だけで。ほかの後期高齢や介護等も入れるとすごく上がっている。計算すると所得で言えば600万円くらいが賦課限度額の所得の対象者になる。

ここら辺の所得の人が、国保加入者の中で比較すれば高額所得になるが、一般的な生活様式、生活実態から見れば600万円の所得者がそんな高額なわけがない。それが毎年のように数ずつ上がっていて、10年前と20万円も30万円も上がっている。こんなことを続けて行くのは決して良くない。国が交付金を増やさないから、どうしても市町村にしわ寄せがいくことになっている。そこを解決しない限りずっと続く。県単位化など関係ない。そういう矛盾は執行部も感じておられるはず。他所も上げているから上げないと仕方ないと答弁されたが、訴えるべきでは。

市民生活部長

国保を扱っている我々も実は矛盾を感じている。国保の加入者は様変わりしており、負担感が大きいと思う。色んな機会を通じて、この国保制度は財政的に破たんしていると国県に意見を上げている。これからもそういう声は上げていきたいと思っている。

西村委員

是非お願いしたい。限度額いっぱい賦課されている方の年度による推移が分かれば聞きたい。分からなければ次の機会に。

医療保険課長

今88世帯。今回限度額が上がることによって77世帯になるので、11世帯少なくなっている。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

議題5 議案第13号 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明があれば。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑は。

澁谷委員

語句の意味の説明を聞いたと思うが、住所地特例の適用を受けて市内に住所を有するとみなされるとあるが、これはどういう意味か。

医療保険課長

施設入所等の目的で、県外施設や医療機関に入所された場合、住民票を移すことになるが、住民票が移ったら本来は県外の保険に入るのだが、医療・施設入所目的の場合は浜田市が保険者になる。

澁谷委員

外へ出て行かれた方の保険料はあくまでも浜田市がはらう、その整合性はどう理解すれば良いのか。

医療保険課長

島根県の保険者の中にいるので、保険料も島根県に払うし、医療費も島根県が払う。

澁谷委員

県内はそうだが、例えば広島の場合は。

医療保険課長

後期高齢は県外に出られた場合も、島根県が払う。今回の条例改正については、国民健康保険は74歳までで、75歳になって後期高齢に移るけど、今までは後期高齢になった時点での住所地での保険だった。国保の時にはそういう制度で浜田市から県外の病院に入院されている方は、国保の住所地特例であったが、75歳になると県外の後期高齢になっていたが、この条例改正は法律改正に基づいて継続する。国保で住所地特例だった方は後期高齢でも住所地特例になるとなった。

澁谷委員

そうするメリットは自治体にあるのか。

医療保険課長

メリット・デメリットではなく、元々の住所地で医療費を払う。医療機関等をたくさん持っている市町村がたくさん払う必要がなくなるし、県外の施設等に入りにくくするのを防ぐ。

澁谷委員

了解した。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

以上で、市長提出議案の質疑は終了とする。

議題6 陳情審査

(1) 陳情第14号 巨大なコストがかかる下水道の計画を縮小・廃止に関する陳情について

柳楽委員長

陳情4件の審査に入る。

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。

暫時休憩する。

[11時46分 休憩]

[11時46分 再開]

柳楽委員長

委員会を再開する。陳情者から発言の申し出がある。発言されるか。

森谷氏

発言を求める。私が説明した方が早いから。

下水道の方を推進するということではなく、浄化槽も併せて考えて、柔軟的に対応して欲しいということ。

柳楽委員長

陳情者から説明があったが、それについて何か質疑があるか。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第 15 号 病児保育 斎藤医院の名誉回復に関する陳情について

柳楽委員長

澁谷委員

子育て支援課長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。

今の状況を端的にお知らせしていただけるか。

1月11日に県から、病児後保育事業にかかる資料を再提出してくれという要請があり、それに対し1月22日に送付した。それを受けて県も検討し、2月15日に県が斎藤医院に訪問している。今時点、それに基づいて、ある程度方針を固めつつある状況と思われる。

柳楽委員長

他に。この陳情についても、陳情者からの希望があったが、現在住民監査請求が出されており、それに対する調査も行われているので、これに対する陳情者の発言はいただかないこととする。

(3) 陳情第 23 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する陳情について

柳楽委員長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。

(「なし」という声あり)

(4) 陳情第 24 号 保育料の無料化に関する陳情について

柳楽委員長

西村委員

子育て支援課長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあれば。

今年度でも昨年度でも良いが、保育料収入は。

2億7000万円から2億8000万円。議会の答弁で3億3000万円くらいかかると言っているが、認定こども園はそれぞれの園で保育料を徴収するので、それが差額である。市が直接貰うのは認定の保育所からのみである。

西村委員

理解した。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

議題 7 所管事務調査

(1) 指定管理施設の係る労働条件審査の実施状況について

柳楽委員長

行財政改革推進課長

柳楽委員長

この件について、行財政改革推進課長。

(以下、資料をもとに説明)

説明が終わった。委員から質疑は。

澁谷委員 労務管理は指定管理者が行うべきは当然だと思うが、今回の色々な報道や謝罪文を読むと、自治体の監督責任は避けられないのではないかと感じる。そのために行政としてどこまでチェック出来れば監督責任を果たしたことになるか、堂々と市民に公言できるかだと思う。課長の答弁が、その審査に耐えうるか。しなければいけない労務管理はタイムカードの管理では。有給休暇の取得などもあるが、タイムカードを確認するのが一番だと思うがどうお考えか。

行財政改革推進課長 出退勤をしっかり管理するのが重要だと思う。併せて、どれだけの人が常駐しているか、その人たちに分かりやすい労務管理がされているか。特に弥栄振興公社については、市が100パーセント出資の会社なので、十分な労務管理指導が必要だった。

澁谷委員 ふるさと体験村で一番問題になったのが出勤簿確認だった。監督署が入り、書類送検したということは虚偽報告が出来る仕組みになっていたから。タイムカードの場合は打刻して、それを訂正するのは余程の理由が無いと普通はできないはず。それを通さない限りなかなか、次も起こり得る事態ではないかと思う。それを避けるために最低でもタイムカードでの出退勤管理が必要ではないかと思う。それが出来ないのは浜田市職員がやってないからだと思うがどうか。

行財政改革推進課長 確実な方法がタイムカードだろうというご指摘だった。客観的に確実に確認できるのはタイムカードだろうと私も思う。市の職員として認識をしっかり持った上で対応していく必要があると思う。

澁谷委員 そういう認識を持つのであれば、今後指定管理者には、それをお願いしていく。民間は普通にやっている。マニュアルを作ってやっていくべきではないかと思う。そうすれば二度とこういう査察は入らないのでは。改善策として現時点での課長のお考えを再度お尋ねする。

行財政改革推進課長 今回の振興公社の件を受け、市職員に対する今後のマニュアルと指定管理者に対するマニュアルを検討していく。内外がしっかり確認できる仕組みを検討したい。

柳楽委員長 他に。
 (「なし」という声あり)
 ここで暫時休憩する。再開を1時丁度とする。

[12時 05分 休憩]

柳楽委員長 | 委員会を再開する。午前に引き続いて所管事務調査を行う。

(2) 社会福祉法人に対する指導監査について

柳楽委員長 | この件について、地域福祉課長。
地域福祉課長 | (以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長 | 説明が終わった。委員から質疑は。
芦谷委員 | 労務管理はざっくりとどういう項目なのか。
地域福祉課長 | ざっくり言えば就業規則、時間外、あるいは労働基準監督署に出すべき協定書が考えられる。
芦谷委員 | 指定管理や民間委託が進むと、行政責任としてサービスかどうかを見る。新聞情報によると介護施設事業所の8割に異常があったこともある。基準監督署と情報共有しながら指導監査するのか。地域福祉課で監査した結果。関連する職場と指導監査された結果は共有しているか。
地域福祉課長 | 労働基準監督署との関係だが、これは国の機関であるし連携は考えていない。あくまで元々ガイドラインが出来た背景は、統一的ルールを為すべきだということで平成29年4月に作成された。これに沿った形で今後も当課は監査を進める。
 | それと、うちの課が見る所は、法人の運営状況や会計書類を主に監査する。人員配置等は県の高齢者福祉課あるいは広域行政組合が入っての施設基準等の部分は監査されていると聞いている。当課としては法人運営と会計書類のみを今後も見えていく。
芦谷委員 | 介護で言えば広域行政組合も含めて、他の課との情報共有や事後説明はあるのか。
地域福祉課長 | 当然に、健康福祉部なので介護関係は健康長寿課だし、保育は子育て支援課なので、問題点が発生すれば情報共有するところであり、その辺は部内で連携を図りながら今後も進めていく。
芦谷委員 | 法律が変わって県監査から市監査に代わった。市が管轄する法人数はいくらあって、何年に1度監査しているか。
地域福祉課長 | 該当法人は32法人。3年ごとに監査する。
柳楽委員長 | 他に。
 | (「なし」という声あり)

(3) 平成 30 年度保育料について

柳楽委員長	この件について、子育て支援課長。
子育て支援課長	(以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長	説明が終わった。委員から質疑は。
澁谷委員	3 歳未満の右側、4 番、5 番、6 番の階層は 3 歳以上よりも安くなって、比率が 40 パーセントになっている。ここだけ安くなっている理由があるのか。
子育て支援課長	県単第 2 子軽減事業が入っているので、逆転現象が起きているのかもしれない。
澁谷委員	0 歳 1 歳に対しては 3 人に対して 1 人の保育士と厳しいため、当然人件費がかかっているのに、ここだけ逆転しているというのは。県の政策としてここを安くしているためそれに準じているのか。
子育て支援課長	県の事業で第 2 子、第 3 子軽減があるのでその影響かと。
澁谷委員	同時に保育所に入所した人だけ恩恵を得る。なので、ほんの僅かしか該当しない。
子育て支援課長	年の離れた長子がいても家計が 1 つなら該当する。また、収入が高い方は同時に入らないと恩恵がないが、ある程度の軽減額が設けられている。この表には入っていない。
澁谷委員	何か少しずつでも保育料軽減が……この 12 年間で何かなっているか。
子育て支援課長	第 3 子軽減は 25、26 年頃から始まっている。今からのことではあるが、国の再来年度からは 3 歳以上から無償化の動きがある。その動向を見ながら、浜田市ではどうしたらいいか。保育料を無料にすると保育園がパンク、保育士の不足といった問題が付随する可能性もある。スピード感が必要だとは思いますが、1 つを良くすると他に弊害が出ていけないので、全体を見ながら考えていきたい。
柳楽委員長	その他。 (「なし」という声あり)

議題 8 執行部からの報告事項

(1) 浜田地区広域行政組合第 7 期介護保険事業計画の策定について

柳楽委員長	続いて執行部からの報告事項に入る。順次報告をお願いする。 この件について、健康長寿課長。
-------	---

健康長寿課長
柳楽委員長
芦谷委員

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑は。

61 ページについて。見込み量が 30 年度にあるが、29 年度の広域全体分と浜田市分はいくらあるのか。件数は何人か。

健康長寿課長

件数は月別利用回数。ある方がある月に利用したら 1 件という数え方になるのだと思うが、カウントの仕方については確認してからお答えする。実績人数は手持ち資料がない。

芦谷委員

浜田と江津で積み上げた結果が反映されなければならない。全般的に数字が一定の変化をしている。数字策定のやり方が、見た感じ安易に見える。29 年度の総合事業の、江津・浜田の実績はある程度説明して欲しかった。

健康長寿課長

記憶でお話するが、ひっくり返して緩和した基準によるサービス利用は 12 月実績で 130 名ほど。月 1 回のカウントと言ったが、利用回数を全部数えているのではないかと思うが、そこは確認してからお答えする。

柳楽委員長
澁谷委員

他に。

介護保険料は江津・浜田圏域は全国有数に高い。率としては少ないかもしれないがまた上がっていく。どこまで上がるのか素朴な疑問がある。この介護保険事業計画を見ても、介護保険料を下げるより経営ベースの理屈付けに使われている気がする。経営を考えるならそういう積み上げでやるべきなのだろうが、どうもしっくり来ない。どういう努力を促して、全国最高位の保険料を全国並みにするのか。厚労省ベースの資料の数字を変えただけにしか見えない。

健康長寿課長

どこまで上がるか、37 年度資産を 8409 円としている。現状を見てみると低くなる見込みはなかなかない。下げるための努力が示されていないとのことだが、ご指摘はそのとおり。この計画書で位置づけられているのが、経営的観点。義務として認められている。保険料を設定するのは、大事な役割りとしてある。介護保険法の位置づけの中でも、そこは絶対に義務。量を確保するための努力というか、利用が多いならそれが適正になるよう求められるが、しかしそこが薄いというご指摘をいただいたことがあるし、そう思う。

澁谷委員

きっちり伝えたのか。

健康長寿課長
柳楽委員長

一緒に話をする中で、そういう点が弱いという話は出た。

他に。

(「なし」という声あり)

(2) 国民健康保険特定健康診査の自己負担無料化について

柳楽委員長	この件について、医療保険課長。
医療保険課長	(以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長	委員から質疑は。
芦谷委員	特定健康診査が有料化によって下がったのは良いが、特定保健指導の受診率の目標はあるのか。
医療保険課長	保健指導目標もあるが、こちらの方の目標は達成していない。目標の率は 29 年度で言うと 60%。
芦谷委員	目標数値をかちっと出してそれに沿って進めるべき。是非、進めて欲しい。
柳楽委員長	他に。
澁谷委員	8 市の中では浜田市が一番受診率が高かったということか。
医療保険課長	はい。
澁谷委員	それなのに医療費に反映されていないのは、早期発見に繋がっていないということ。再度、予算を使う意図するところを伺いたい。
医療保険課長	早期発見によって医療費の高騰を抑える。生活習慣病は最初の取り組みが肝心なので、ひどくならないうちに、体調を認識していただき、維持するなり改善するなりを気を付けていただくために特定検診を受けてもらう。無料化にして、受信しやすい環境整備をしたため。
澁谷委員	浜田の受診率が県平均より 5 パーセントずつくらい良い。ということは特定検診は少ないが出雲部は人間ドックを受ける人が多いとか、特色があれば聞きたい。
医療保険課長	県内の医療費は西高東低と聞いている。特定検診の受診率そのまま影響はしていないが、東は受診率は下がる傾向にある。今回無料化して受診率を上げる狙いは、国がバックアップしている所もあるので取り組んでいきたい。
布施委員	受診率を上げるため、受診率を受ける期間、年末まで延ばすべきではないかという意見があったが、難しいのか。
医療保険課長	医療機関で受診する事になっている。6 月から 11 月末までというのは、12 月に入るとインフルエンザ予防注射等で、各医療機関は忙しい時期と重なってくるので、ここまでに特定医療検診は済ま

せていただきたいとしている。もう1つは11月までの受診者数をもって法定報告とするので、できればそこまでに受けていただければ補助金対象にもなる。

布施委員

わかった。健康保険指導は再三連絡がくる。それと同じレベルとは言わないが、その時に再度連絡差し上げて、やるような方策も今後取っていただきたいのだが。

医療保険課長

40歳で初めて受けられる方と、5歳刻みの方で未受診者については、電話等で受診してくださいと会場案内をさせていただいている。

柳楽委員長

他に。

芦谷委員

農家の人も多い。農繁期に設定せずに。社会保険は年中。年間間口を広げた方が良いのでは。

医療保険課長

検討課題とさせていただく。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

(3) 島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について

柳楽委員長

この件について、医療保険課長。

医療保険課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

委員から質疑は。

(「なし」という声あり)

(4) (仮称) 島根風力発電事業について

柳楽委員長

この件について、環境課長。

環境課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

委員から質疑は。

布施委員

地元説明会は済んでいるとのこと。地区によっては両極端。エネルギー政策を進めるべきとする地区と、止めるべきとする地区がある。実際に地区によって全体的に建設すべきとかやめるべきとか、バラバラだったのか。

環境課長

今回の事業について当初から金城地区は非常に反対が多い。雲城山が含まれていたのが大きな原因だと思う。長見や弥栄も賛成ばかりではなく中には反対の方もいる。しかし、地区で言えば金城の方が反対が多かった。

布施委員

説明会は1回限りで、もうしないのか。まだまだやるのか。

環境課長 | これで終わりではない。各段階において今後も丁寧に説明される
とのこと。

柳楽委員長 | 他に。
(「なし」という声あり)
暫時休憩する。再開を2時15分とする。

[14時 02分 休憩]

[14時 14分 再開]

柳楽委員長 | 委員会を再開する。

(5) 寒波による水道管破損等への対応について

柳楽委員長 | この件について、工務課長。

工務課長 | (以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長 | 委員から質疑は。

布施委員 | ポリタンクや給水袋を困った方に配られたかと思うが、譲渡なの
か貸与なのか。ポリタンクは自宅から持ってきて入れてもらうこと
もあるように思うが、この寒波によるケースはどうなのか。

工務課長 | 給水袋は6リットルを基本にうちで確保してある。これは使い捨て
なので配布してあとはご自分で処分してもらう。ポリタンクは支
所と水道部にあり、これは後で返してもらう。給水車からの場合は
ご自宅からポリタンクを持ってきてもらう。

布施委員 | 給水袋は使い捨てとのことだが、何か問題があって再利用不可な
のか。

工務課長 | あまり問題はないと思うが、広げて入れる仕組みになっている。
閉じたら水も出にくくなるが衛生面のこともあるので、基本的に使
い捨て。

柳楽委員長 | 他に。
(「なし」という声あり)

(6) その他

柳楽委員長 | 配布資料が9件ある。ご確認をお願いします。

その他、執行部から何かあれば。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長
 澁谷委員
 地域医療対策課長
 柳楽委員長
 地域福祉課長
 柳楽委員長

委員から何かあれば。
 以前ここでホットサロンの請願を全会一致で可決した。15 万円の事務費は今年度の予算に計上されたのか。
 予算計上していない。ホットサロンさんでお話を伺うと、講演会を考えておられるなら市の予算と一緒にやってみましょうとお話したり、コピー代など市でお手伝いできる軽微な事務費はいくらでも協力するというので、ホットサロン浜田の事務費としては予算をとっていない。
 他に。
 (「なし」という声あり)
 今回の配布物を除く報告事項について、最終日 3 月 15 日の全員協議会での報告事項とされるか、委員会として<報告をするもの>、<しないもの>、<資料の提出に留めるもの>を決定したい。
 (1) この委員会のみ
 (2) 資料配布のみ
 (3) "
 (4) "
 (5) "
 なお、配布物について浜田市地域福祉計画ほか5計画については、CD配布とさせていただく。
 執行部からの提案でよろしいか。
 (「はい」という声あり)
 執行部から他に。
 (「ありません」という声あり)
 それでは、3 月末で退職される管理職の皆様にとっては最後の委員会になる。ここで、退職予定の管理職の方にご挨拶をいただきたい。

《 三隅支所 大田市民福祉課長 挨拶 》

柳楽委員長

では、執行部の皆さんはここで退席されて構わない。

《 執行部退室 》

これより執行部提出の議案 5 件について採決を行う。

○「議案第 8 号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 10 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 11 号 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることが出来るまちづくり条例の制定について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

(賛成者、挙手)

賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 12 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

(挙手多数)

賛成多数と認め原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 13 号 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて陳情審査に入る。

○「陳情第 14 号 巨大なコストがかかる下水道の計画を縮小・廃

止に関する陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

西村委員

これまでも述べているので敢えて述べる必要は無いかもしれない。一応陳情者の意見も述べられて、お聞きしたが、私の受け止めとしてはこれまでよりはもう少し柔軟性が広がったような感じがした。要するに下水道の計画も全面的に否定するのではなく、浄化槽を基本に据えながら弾力的な運用をしていただきたいと受け止めたので、そういう意味ではこの陳情には環境面での影響についての言及は全くされていないので、その点が不満ではあるが、過去出された陳情には言及が多少あった。そこを避けたような中身での結論はちょっと出しにくい点はあるが、浄化槽を全く議論しないで今後下水道を推進するにしてもそういう状況にはならないだろうという思いもあるので、今回のこの陳情には、陳情者の許容範囲も広がったように思えたので賛成したい。

布施委員

西村委員とちょっと似ているのだが、縮小となっている。浜田市進出企業の条件で、進出しにくいとする企業もある。全く廃止ということでもないし、下水道配備もするべきだという考えもある。公園や下水道は必要だと思っているが、全体的に考えた時にはこの陳情の中でも充分認めてやっていくことができるのではと思うので賛成したい。

澁谷委員

陳情者に全面的に賛成に近い。現在の浜田市も国府地区の接続率75パーセントで計算したが実際には今でも60パーセント割っている。赤字補填している状況。全て公共下水道を敷設するのは無理だろうと考えている。余程人口が集中している所以外は公共下水道にするべきでないと考えている。水産加工団地のようなゾーン区分した中でそういう機能を持たせるしかない。空き家が多くなって、面積の広い浜田市では公共下水道を推進するのは時代錯誤だ。陳情者の意見にほとんど賛成。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。

[賛成者 挙手]

挙手全員で採択とすべきものと決しました。

○「陳情第 15 号 病児保育 斎藤医院の名誉回復に関する陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

西村委員

継続にはしたくないのだが、この問題では監査請求という形で関係者から出されている中で、陳情者の意見も求めないできた経緯もあるし、私は監査状況を見る立場で継続にしたい思いがある。

柳楽委員長

他に。

澁谷委員

私は賛成しようと思ったのだが、実際西村委員が言われたような監査請求中という経緯を聞いたら、継続でも良いかなという気になってきた。

柳楽委員長

暫時休憩させていただく。

[14 時 51 分 休憩]

[14 時 52 分 再開]

柳楽委員長

再開する。他に。

芦谷委員

この委員会で結論を急ぐよりもボールを持っている所の努力を促すという意味で、継続を希望する。

柳楽委員長

3 名から継続の要望が出た。継続を希望する方の挙手を求める。

[賛成者 挙手]

挙手全員で継続審査とすることに決した。

○「陳情第 23 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

澁谷委員

陳情者が言われるように子育て支援を充実しないと浜田市の人口減少対策にプラスにならないので、もっともな陳情と判断している。

村武委員

0 歳児と 1 歳児の家庭保育制度というのは、この時期に家で父母が子どもを見るのは、子どもにとっても良い。しかし、夜間保育制度の必要性を把握してないので、そこに繋がるかどうかは採択できない。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。

〔賛成者 挙手〕

賛成少数で不採択とすべきものと決した。

○「陳情第 24 号 保育料の無料化に関する陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

田畑委員

この陳情は陳情者が昨年 9 月に請願で出されたものとほぼ同じ。その際に採択しているので賛成したい。

柳楽委員長

他に。

西村委員

確認したいが、同じような趣旨で以前あったのか。

田畑委員

あった。

柳楽委員長

暫時休憩する。

〔 14 時 57 分 休憩 〕

〔 15 時 06 分 再開 〕

柳楽委員長

委員会を再開する。

西村委員

どうも 9 月に同じ中身の請願を出されて、その時に私は賛成している。同じ立場を表明するが、陳情の基本的方向性として賛意を表明する。先ほど確認したように保育料として 2 億 8 千万円程度。認定を含めると 3 億 3 千万円程度。無料化すればその分が出ていく。現実的には非常に厳しい。しかし、目指す方向性にあるのかなと思う。

澁谷委員

保育料無料化すると 3 億 3 千万円かかるのだが、全国の前例で最も効果的だったのは保育料無料化であるのも事実。陳情者は、子育てを自分でやっている人との差が発生することに早々に着目し、それとの整合性について訴えている。半永久的には無理かもしれないが、北海道の神代町は保育料無料を 5 年間の限定で実施したら人口が増えた。何に戦略を持って予算投入するかが鍵となっている。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする

る。

本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。

〔賛成者 挙手〕

挙手全員で採択とすべきものと決した。

以上で、福祉環境委員会に付託された案件の審査を終了する。

議題9 その他

柳楽委員長

その他、委員から何かあれば。

(「なし」という声あり)

それでは、委員長報告については3月15日の表決までに正副委員長で作成し、皆さんに目を通していただき、よろしければ議場に配布したい。

以上で福祉環境委員会を終了する。

〔 15時 11分 閉議 〕

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子